

## 第1回茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会 会議録

議題	1 特別職の報酬等の現状について 2 報酬等審議会の在り方について 3 その他
日時	令和8年1月20日(火)15時30分から16時25分まで
場所	市役所本庁舎5階研修室
出席者氏名	水島会長、石田委員、岡本委員、北村委員、羽場委員、原田委員、三觜委員、山本委員 (欠席者) 松井委員、亀井委員  (事務局) 青柳理事兼経営総務部長 職員課 鈴木課長、吉田主幹、川口課長補佐、関根主査、窪田主任 病院総務課 島津課長、井上課長補佐 病院経営企画課 小島課長、秋山課長補佐 教育総務課 小川参事、長尾課長補佐 議会事務局 森永次長 小玉次長補佐
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名
非公開の理由	

○事務局(鈴木職員課長)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただく職員課長の鈴木でございます。

はじめに、本日の会議の出席状況でございますが、亀井委員及び松井委員のご欠席となっております。8名のご出席をいただいておりますので、特別職員報酬等審議会規則第5条第2項の規定を充足しており、会議が成立していることを報告させていただきます。皆様方におかれましては、円滑な会議の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は水島会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○水島会長

会長の水島でございます。

この審議会ではこれまで市長、副市長、教育長、病院管理者の給与、市議会議員の議員報酬について審議をしております。

社会情勢も大きく変わる中で、特別職の給料をどのようにとらえていくのか、皆様のご協力をいただきまして、精一杯努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります前に、今回初めての委員もいらっしゃいます。事務局には職員課、そして教育委員会、市立病院、議会事務局の職員も出席をしております。まずは委員の皆様にご自己紹介をしていただければと思います。石田委員から、時計周りの順で一言お願いしたいと思います。

○石田委員

石田でございます。着座のまま失礼いたします。

文教大学の経営学部で教員をしております。文教大学は湘南キャンパスと言って茅ヶ崎にもございますが、私が所属している経営学部は東京の足立区にございます。私自身は藤沢市に住んでおりますので、片道2時間をかけて通勤をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本委員

さがみ農協地区運営委員長の岡本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○北村委員

公募委員の北村と申します。茅ヶ崎市民として、思ったことをお伝えするように努力したいと

思います。よろしくお願いいたします。

○羽場委員

公益社団法人茅ヶ崎青年会議所2026年度理事長の職をお預かりさせていただいております。羽場大祐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○原田委員

公募委員の原田です。よろしくお願いいたします。

○三觜委員

茅ヶ崎のまちぢから協議会連絡会会長の三觜と申します。よろしくお願いいたします。

○山本委員

東京地方税理士会藤沢支部の副支部長をしております山本と申します。

私自身茅ヶ崎でも長く税理士としてお仕事をさせていただいております、また皆様と色々な協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水島会長

ありがとうございました。

では、早速でございませけれども、議題に入りたいと思います。

議題1の特別職等の給料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(職員課 吉田主幹)

それでは、事務局より議題1、特別職の報酬等の状況についてご説明させていただきます。

今回新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、説明に少しお時間をいただければと存じます。また今回の資料作成に当たりまして、横浜市、川崎市、相模原市を除く、県内各市及び関東の人口規模が同程度の類似団体各市に対しまして調査を行いました。この調査は毎年実施しているものでございます。今回の調査結果を整理し、まとめたものが、本日の資料でございませ。

それでは、お手元の資料1-1をご覧ください。

こちらは県内各市の市長等の給料額一覧でございませ。表の一番右側には市長の給料について直近の改定日、改定前との比較、引き上げたのか引き下げたのか、記載をしております。なお、茅ヶ崎市でございませが、直近の改定は令和6年4月に引き上げの改定を行って

るところでございます。

それでは茅ヶ崎市の欄、一番左の市長の項目をご覧ください。

市長の給料額に関しましては、現行の金額で95万8千円、県内16団体の中で7番目。次に副市長につきましては、78万6千円で、6番目。病院事業管理者は93万8千円で4番目。教育長は71万3千円で4番目という結果でございます。また同じ表の一番下の列に平均の欄がございます。この平均額と茅ヶ崎市とを比較いたしますと、病院事業管理者を除き、市長、副市長、教育長ともに、茅ヶ崎市は平均をやや上回っている状況でございます。なお給料額が市長、副市長、教育長とも最も高いのは藤沢市、最も低いのは三浦市となっております。神奈川県内の改定状況でございますが、令和7年4月の改定で給与額の引き上げを行ったのは平塚市と南足柄市となっているところでございます。

続きまして、資料1-2をご覧ください。市長、副市長、教育長の給料につきまして、関東圏内で茅ヶ崎市と同じ人口20万人規模の類似団体として分類される団体、14団体での比較となります。茅ヶ崎市の欄を見ていただきますと、市長につきましては14団体中10番目、副市長は11番目、教育長は9番目でございます。令和7年4月の改定で給与額の引き上げを行ったのは、春日部市と富士市でございました。

続きまして資料2-1をご覧ください。県内各市の市議会議員の報酬額一覧でございます。上位を占めている団体は、横須賀市や藤沢市、平塚市など、本市の近隣の団体が占めており、茅ヶ崎市の順位につきましては、議長、副議長、議員、いずれも16団体中6番目という結果でございました。

続きまして資料2-2をご覧ください。今度は類似団体との議員報酬の比較となります。茅ヶ崎市におきましては、議長が14団体中7番目、副議長及び議員が10番目でございます。

続きまして資料3-1をご覧ください。これまでの本市における市長等の給料月額の改定推移となります。一昨年、社会状況、社会情勢等の変化を踏まえ、本審査会から答申をいただき、令和6年4月に引き上げの改定を行っております。なお、平成27年4月に教育長、令和5年4月に病院事業管理者が特別職となったため、改定ではありませんが、表に記載しております。

続きまして資料3-2をご覧ください。議員報酬の改定推移となります。議員報酬につきましても、市長と同様に一昨年、審議会から答申をいただき、改定を行っております。また、平成2

2年12月に議員定数を30人から28人に削減し、総人件費の削減に取り組んだ経緯もご紹介します。この資料では見えない情報ではございますが、ご留意いただければと存じるところでございます。

続きまして資料4をご覧ください。市長等の給与、議員報酬について、令和7年度当初予算の金額ですが、市税総額に対する割合や順位、市民1人当たりの額や順位を一覧にしたものでございます。上段の県内市町村の表の茅ヶ崎市の欄をご覧ください。表の左側に市長や副市長、教育長、議員の数を記載しており、その右隣には令和7年度の歳入歳出予算額、市税総額を記載しております。これにより、各団体の人口や予算などの規模感が分かるかと思えます。

この表の中央より右側には市長、副市長、教育長の年間給与額の合計が、市税総額に対して、どのくらい占めるのかという割合及び、順位という項目がございます。本市は市税総額に対する市長等の給与の割合に関する順位は16団体中12番目となります。また、その右隣に市民1人当たりの順位、額という欄がございます。こちらは市長等の年間給与額の合計額が、市民1人当たりどのくらいの金額になるのかというものでございまして、茅ヶ崎市は251.5円で16団体中13番目となっております。その右側は同じく、議員の報酬が市税総額に占める割合及び順位、市民1人当たりの額及び順位を記載しておりますが、それぞれ16団体中、12番目、13番目となっており、県内平均よりもやや低い水準となっております。

この項目で上位を占めているのは、三浦市や南足柄市、逗子市など比較的人口規模や予算規模が小さい団体となっております。

次に下段、類似団体の表をご覧ください。類似団体との比較では、茅ヶ崎市は市税総額に対する市長等の給与の順位は6番目。市民1人当たりの額につきましては7番目でございます。またその右側、議員の報酬の市税総額に対する割合及び順位は14団体中10番目、市民1人当たりの額及び順位は14団体中11番目となっております。こちらの結果の留意点といたしましては、表の左側の副市長の人数の欄につきまして、各市で副市長の人数のばらつきがあるため、その年間の給与額の合計に差が生じているところがございます。

続きまして資料5、県内及び近隣都県類似団体の病院事業管理者の年収一覧につきましては、病院総務課よりご説明いたします。

#### ○事務局(島津病院総務課長)

資料5、県内及び近隣都県類似団体の病院事業管理者の年収一覧をご覧ください。本市の病院事業管理者の給料月額が93万8千円、年間給与額は1千782万3千円であり、病院事業管理者を置く県内各市との比較では、給料月額、年間の給与額ともに5市中4番目、県

外の類似団体との比較では7団体中、給料月額では3番目ではあるものの、手当を含めました年間給与額では5番目となり、県内及び類似団体と比較し低い水準となっております。以上でございます。

#### ○事務局(職員課 吉田主幹)

続きまして資料6をご覧ください。最近の人事院勧告と特別職給与等の改定状況につきまして、本市における直近の改定年度です。なお、人事院勧告とは、公務員と民間企業との給与水準の均衡を保つために、毎年出ているものでございます。

この資料では、前々回の特別職の改定時期である平成20年度を100として見てみた場合の変化について経年でお示しております。本市では人事院勧告が出ますと、それに基づいて、一般職の職員の給料を改定しておりますので、平成20年度よりも3.38ポイント上がって、103.38ということになっております。

続きまして参考資料の1から4についてご説明します。手当等につきましては、本審議会の所管外ではございますが、手当等を含めた状況について、参考資料としてまとめております。

参考資料1は、市長、副市長等の給与額について、給料、期末手当、地域手当に分けた資料となります。特別職の給与につきましては、市長公約等の政策判断等により、暫定的に給与削減が行われる場合もございまして、この資料については、こうした減額を反映したものとなっております。座間市、伊勢原市については減額された金額となっております。

続きまして参考資料2をご覧ください。県内各市及び類似団体の特別職の退職手当をまとめた資料でございます。市長、副市長、教育長の退職手当の金額や支給率等をまとめております。退職手当に関しましては、茅ヶ崎市と県内各市との比較におきまして、市長は16市中10番目、副市長は7番目、教育長は8番目でございます。また下段、類似団体との比較では、市長が11番目、副市長は12番目、教育長も12番目でございます。

続きまして参考資料3をご覧ください。議員の令和7年度年間収入額見込みの状況でございます。報酬は6番目、期末手当は7番目、年額は6番目でございます。

続きまして参考資料4をご覧ください。県内各市及び類似団体の議員の政務活動費一覧でございます。1人当たりの年額につきましては、三浦市は支給がございませんので、支給のある県内の15市では茅ヶ崎市が5番目、類似団体14市の中でも4番目となっております。

説明については以上でございます。

総じて言えることは、本市の市長等に関しましては、これまでも新型コロナウイルスの影響等

により自主的な給料の引き下げを行っているケースもございます。また、給料の水準に関しましても、平均的な水準にあるものと考えられます。また議員に関しましては、市税総額に対する議員の年間収入額の合計額の割合が県内16団体の中で12番目、市民1人当たりの額の順番も、13番目となっていることや、平成22年の定数削減による総人件費の削減効果が持続している他、報酬の水準についても、他団体との均衡は保っているものと考えられます。事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○水島会長

ありがとうございます。事務局より説明がございました。ご質問の際には、資料番号をおっしゃっていただけてから、質問していただけるとありがたいと思います。どなたかご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

○水島会長

では、私から質問させていただきます。毎年、同じような説明を受けているのですが、例年あまり変わっていないような気がします。令和5年にこの審議会でご意見があり、報酬を引き上げた経緯がございますが、今の説明ですと、他団体において、報酬の引き上げや引き下げは、あまりなかったという理解でよろしいでしょうか。

○事務局(職員課 吉田主幹)

毎年、他団体の調査を行っているところでございますが、水島会長からのご発言の通り、特別職の報酬について、毎年引き上げたり、引き下げたりする団体はない状況でございます。

○水島会長

ありがとうございます。他にご質問はございますか。委員の皆様、何でも結構でございます。

○岡本委員

参考資料の1、地域手当というのはどういうことを意味しているのでしょうか。給料と期末手当の意味はわかるのですが、地域手当は何を意味するのでしょうか。

○事務局(職員課 吉田主幹)

期末手当、地域手当につきましては、給料とは別の部分になります。地域手当は毎月給料と一緒に手当として支給しているものでございます。

○事務局(鈴木職員課長)

補足をさせていただきます。公務員の給料につきましては、国家公務員の給料に一律準じてございます。ですので、都市近郊でない地域におきましても、同じ給料、本給になります。例えば物価の違いがあると思うのですが、その物価の違いを解消するために、物価が高い地域につきましては、地域手当というのが、本給に対して10%など決まっております。地域手当は、物価の高い・低いところについて、その差額を解消するための手当でございます。国は全国的に出先がございまして、例えば、東京で勤務する職員は地域手当が20%、地方で勤務する職員は地域手当が4%になっていたりします。本給では一律同じ額になってしまいますので、物価に対する差額をそこで補填しているものになります。その手当が地域手当でございます。

○岡本委員

言っていることはわかります。ただ、国とか県だと、例えば、住むところが横浜なのか津久井なのかという、当然アパートだとか、食品の値段も下がるっていうのはわかりますから、地域手当が出るのは分かるのですけれども、茅ヶ崎市のこの狭さの中で、なぜ地域手当が必要なのか。その辺が少し分かりませんでした。

○事務局(鈴木職員課長)

神奈川県内にも国の出先がございまして、東京都にも国の事務所がございまして、国の東京の事務所は地域手当が約20%になっております。神奈川県ですと、12%とか16%になっております。それに合わせて茅ヶ崎市の地域手当も、20%ではなくて、12%だったり16%であったりと、国の地域に合わせて、地域手当の率というのが、決まっているものでございます。

○岡本委員

それはわかります。ただ、茅ヶ崎市の場合は、地域手当という名前自体が、少し変じゃないかと思いました。それならば、これを給料へ加算したほうがわかりやすいですね。例えば海岸の方に住んでいる人と北部の小出に住んでいる人と、それだけの差があるかっていうと、ないですね。この狭さだったら、そもそも、地域手当っていう名称が少し変じゃないかなと思ひ、質問したということです。

○水島会長

地域手当というのは一律、全国的にこの名称だと思います。例えば、国は20%で、都会は物価が高いので、地域手当を上乗せしようと、そういうお話だと思います。茅ヶ崎市内だけを見るのではなくて、神奈川県内全体の中で、地域によって差があるのだと思います。茅ヶ崎市は10何%、平塚市は10何%、津久井町は何%と、各市町村で差があるのだと思います。その

定義については、狭い地域もあれば、広い地域もあるから、地域手当というのは、どういう捉え方なのかというご疑問だと思いますが、なかなか説明が難しいですね。

○岡本委員  
わかりました。

○水島会長  
では、私からも質問させてください。前回、令和6年4月に報酬を引き上げたところで、市役所はもう随分引き上げていない、市長の給料が上がっていない中で、公務員と民間企業の方々のお給料について、比較をした際に、やはり公務員、市長も少し上げていくことが、民間も上げやすい土壌になるのでは、ということで、引き上げて、今の額になっていると思います。他の市で引き上げをしたところは、先ほどの説明で、何市かあったかと思いますが、そのぐらいしか改定していないということでしょうか。

○事務局(鈴木職員課長)  
茅ヶ崎市が引き上げた後に、平塚市と南足柄市が、令和7年4月に引き上げてございます。続いて、逗子市が令和8年4月に引き上げる予定と聞いてございます。以上です。

○水島会長  
それ以外はないということですか。

○事務局(鈴木職員課長)  
検討中というところがございますが、はっきりとは教えていただけなかったところでございます。

○水島会長  
わかりました。検討をしているところはあるという理解でよろしいですか。

○事務局(鈴木職員課長)  
はい。

○水島会長  
わかりました。茅ヶ崎市の特別職の報酬は、そんなに高くも低くもないということでしょうか。

○事務局(職員課 吉田主幹)

ご説明させていただいたように、県内の中では平均的なところに位置するのではと考えております。

○水島会長

他のご意見はございますか。

(意見なし)

○水島会長

それでは議題2の報酬等審議会の在り方について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(鈴木職員課長)

それではご説明させていただきます。資料につきましては、「茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会の開催基準について」をご覧くださいませでしょうか。本審議会につきましては、規則上、特別職員報酬等審議会規則において、議員の報酬、市長、副市長、教育長等の給料について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申、または建議をすることとなっております。執行機関である、市として審議会から答申をいただいた後に検討し、市議会に諮って、報酬等が変わっていく流れとなっているところでございます。これまで、本市では諮問のない年につきましても、毎年審議会を開催し、他市の状況をご説明しておりました。しかし、特別職の給与につきましては、一般職と異なり、人事院勧告等によって毎年のように改定することは少なく、提示する資料にあまり変化がない中でご議論をいただいている状況でございます。先ほど説明させていただいた県内の自治体、県外類似規模の団体、24団体に照会をかけましたところ、毎年審議会を開催する団体は2団体のみという状況でございました。

項番2となりますが、本市におきましても、審議会を開催する基準を策定して、基準に該当する場合に、審議会の開催について検討させていただきたいと考えております。審議会を開催した際には、給与等を引き上げるべきか、また引き下げるべきか等をご議論させていただきたいと検討しているところでございます。また、基準に該当しない場合につきましても、委員の皆様からご意見等があった場合は開催を検討させていただきたいと考えてございます。

裏面をお願いいたします。3の(1)でございしますが、開催基準としましては、毎年8月ごろに公表される人事院勧告について、月例給与改定率が直近5ヵ年において通算3%変動した場合に開催について検討させていきたいと考えてございます。上がった場合、下がった場合も含め、通算3%変動があった場合に、諮問させていただくかどうかも含めて検討し、そうなった場合には諮問させていただきたいということでございます。その際には、財政状況や物価上昇率

等を含めて様々な資料を提示させていただき、ご議論をいただきたいと考えてございます。

今年度につきましては諮問の予定はございませんが、開催基準についてご意見いただきまして、次年度以降は、この開催基準に基づいて、運用させていただきたいと考えているところでございます。これまで毎年開催してございましたが、他市の状況とあわせて、必要に応じて開催させていただきたいと考えてございます。ただ、毎年開催しないとなると何かしらの基準がないと、今年は開催するかどうか、というのを事務局として悩むこととなりますので、このように基準を設けさせていただけたらと考えているところでございます。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○水島会長

ありがとうございました。ご質問がございましたら、お願いたします。

○石田委員

ご説明ありがとうございました。ご提案の件に反対はいたしません。賛成です。

ただ、ちょっと教えていただきたいのですが、直近5カ年において通算3%変動した場合ということですが、今回はこれに当てはめると該当するのですか、しないのですか。

○事務局(鈴木職員課長)

今回、人勧で3%を超えておりますので該当するところでございます。

○石田委員

わかりました。それと3%変動したら審議会を開くけれども、必ずしも諮問があるとは限らないという理解でよろしいですか。

○事務局(鈴木職員課長)

そのとおりでございます。上げるか下げるか、諮問させていただくかについては、一律に人勧が3%変動したからということではなくて、その他の状況等も必要になりますので、それらを考慮して検討させていただきたいと考えてございます。

○石田委員

ありがとうございました。

○水島会長

ありがとうございました。他の方はご意見ありますでしょうか。事務局の方も諮問のタイミング

というのは難しく、今までは毎年開催し、ご説明があったと思いますが、これから先につきましては、今説明のあった基準に基づいて該当した場合、諮問するかしないかは、別として、審議会を開いて皆さんの意見をいただきたいという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局(鈴木職員課長)

その通りでございます。

○水島会長

私自身、人勧だけで引き上げていくことは、少々いかなものかなとも思います。市の財政状況であったり、市民の方々の賃金が上がったり、少し生活も楽になっているというようなことがあれば、審議会を開いて、報酬の引き上げについて協議しやすいのでしょうか。そういうことがなく、ただ、一般の職員と市長の給料差が3%というだけで、市長の給料を引き上げるといってもいかないのではと思っています。そういう理解でよいのでしょうか。他に、財政状況や社会状況の変化とか、そういうことも含めて議論していきたいと、あくまでも基準として、決めさせてくださいとそういう理解でよろしいですか。

○事務局(鈴木職員課長)

その通りでございます。諮問するにあたって、財政状況や物価上昇率等も考慮させていただきたいと思います。必要な資料等は準備させていただいて、ご議論させていただきたいと思っております。以上です。

○水島会長

他にはございますか。何かご意見ございましたら、何でも結構でございます。

○石田委員

何でも結構ということですので、今後、諮問をする場合、もう私の在任期間ではないかもしれませんが、諮問されるときには、病院事業管理者は病院の経営に責任を持ちますので、こういう他市の状況だけではなくて、茅ヶ崎市立病院の経営成績等を一緒に合わせて出して、諮問をしていただきたいという要望でございます。よろしく申し上げます。

○水島会長

ご意見ございますか。病院の方から何かございますか。

○事務局(島津病院総務課長)

ただいまの病院事業管理者の給料につきまして、ここ数年来この審議会の中で、経営成績はどうか、或いはそれに応じて考えるべきではないかというご意見をいただいているところでございます。病院としましてその点いろいろ他市の事例等を調査して参りました。ただ、結論といたしまして地方公営企業としての病院につきましては、いわゆるその管理者の給料月額といったところにつきましては、経営成績を加味した給料としているところは調査した範囲では見当たりませんでした。ご議論の中であったのは、おそらく独立行政法人、国の国立病院機構、例えば県立病院とかもそうですが、こちらにつきましては、そもそも法律の中で役員の給料については、業績を考慮したものとするということ規定がございます。一方、地方公営企業ではそういった規定がございます。そういったところが現状を調べた範囲での結果に繋がっているのかなと考えているところでございます。ただ、給料月額以外の例えば、期末手当或いは退職手当といったところは業績に連動する、親和性が高いといえますか、そういった部分につきましては、これも現状どこがこういうふうになっているというところは、調べが具体的にあるわけではなかったのですが、そういったところについて、また引き続き検討調査を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○石田委員

いろいろと調べていただいて研究していただいて、業績と連動している、給料本給と期末手当、それから退職金については一応見当たらなかったということですが、やはり事業管理者として経営に責任を持ち、日々すごくご苦労されていらっしゃると思います。そのときやっぱり動機づけとかインセンティブとか、よくやったねっていうのがないと、すごく頑張っても頑張らなくても同じっていうのは、やはり残念ですので、逆に本市が先駆けになって、頑張ってやったら、うんと上げてあげれば良いと思います。なので、そういうことも先々になると叩かれるかもしれませんが、ご検討いただきたいということで。以上です。

○水島会長

そうですね。おっしゃる通りだと思います。

地方公共団体における病院事業につきましては、市長と同等の権限を持って病院事業を経営する特別職であるという位置付けがあるのだらうと思いますので、そういった観点も含めてやっていくということも必要かなと思います。

病院事業管理者というのは、任期があるのでしょうか。4年でしょうか。

○事務局(島津病院総務課長)

任期がございます。

○水島会長

これは法律などで決まっているのですか。

○事務局(島津病院総務課長)

経営成績を反映するということにつきましては、例えばその任期を終えたときに次の任期またお願いするのかもしれないのか、そこで一定の評価といったものは当然入ってくると思います。また独立行政法人も同様でございますが、万が一、経営管理者の状況、業務の執行が適当でない、そのために経営状況が悪化したといったことがあった場合につきましては、規定上も罷免することができる、これはあるのですけれども、こういったことはまずないと思いますが、ご意見いただきましたようにプラスの面というのはなかなか今の制度の中で調べきれていない状況なのですが、経営についてどう責任を持つのかということにつきましては、今の企業法の中ではそういった整理になっていると考えてございます。以上でございます。

○水島会長

ありがとうございました。市立病院の皆さんが努力していることは、私もわかっているのですけれども、先程、経営成績に関することはなかったですが、経営成績はどうなのでしょう。

○事務局(小島病院経営企画課長)

直近ですと令和6年度の決算が出ておりますので、その状況で申し上げますと、計上損失というところで6年度におきましては、約4億3千万円程度の純損失という状況でございます。状況としましては、医業収益についてはおかげさまで先生方にも非常に頑張らせていただいで、右肩上がりに伸びている状況でございます。

ただ人件費も、その他の様々な調達に関してもそうなのですが、医業費用の方が、それを上回るスピードで、右肩上がりで伸びているという中で、ひとつ悩ましいのは、やはり自由診療ではないというところで、最終的な医療の部分はその売上の数を伸ばすことが一定程度できたとしても、価格については診療報酬制度の中の縛りがあるというところが、他業界とは同じに語れないところが非常に悩ましいところではございます。ただ、そんな中におきまして、この令和6年度につきましては、私どもは経営計画を定めておりますけれども、ひとつ指標として経常収支比率という指標がございますが、経営計画の中では令和6年度を、目標値は最終的に黒字に持っていこうという目標なのですけど、その過程ということで6年度は95.7%という、目標値を立てておりましたが、結果はそれを1.7ポイント上回る97.4%といった結果が出ております。また経常損益につきましても計画上で見込まれた赤字額は、6年度については5.7億円という計画上の数値でございましたが、実際決算の段においては3.6億円の赤ということで、その赤字幅を計画よりも、2.1億円縮減できたといった実績でございます。特に今申し上げま

した、97.4%というこの経常収支比率は、この経営計画の中では、その翌年度であります7年度の目標値を97.5%と置いているのですけれども、それに匹敵する水準というところで、経営改善が当初の予定を上回るペースで進捗をしているというのが現状でございます。以上でございます。

○水島会長

ありがとうございます。病院全体として、これからもしっかりと頑張っていただきたいと思います。診療報酬は国の政権によっても違ってきますから、それによって病院経営というのは結構厳しいものがあるのかなと思いますけれども、今後も頑張ってください、盛り上げていただきたいなと思います。

○石田委員

病院経営についてお話いただいたので、経常収支比率、経常損失の額と改善されているということなのですが、そういう会計の数値っていうのは、多分現場の皆様にはあまりなじみのないものだと思います。他に病院の経営計画の中に、在院日数とか、それから病床利用率とかって身近に感じられるものがあると思うのですが。それはどんな感じなのでしょう。

○事務局(小島病院経営企画課長)

今おっしゃるような指標につきまして、私どもは毎月、月2回経営戦略会議というものを開いております、戦略会議のメンバー、幹部職員の先生方になるのですけれども、そういった場において月2回共有するとともに、また毎月科部長クラスの先生方に集まっていただく連絡調整会議というものがございまして、そこでも毎月の状況について月次の状況をお示しして、先生方に共有するとともに、先生方にしても頑張らなければいけないというところは漠然とわかっていても、どの程度頑張らなければいけないのか、或いは頑張れているのか、頑張っていないのかというところがありませんと、雲を掴むような話になってしまうので、そういったことは毎月共有を図っているところでございます。

○石田委員

数字をおわかりでしたら教えていただきたくお願いします。

○事務局(小島病院経営企画課長)

失礼いたしました。先ほどご質問の中にありました病床利用率について、経年で申し上げますと、令和4年度の実績が68.6%、5年度の実績が71.8%、6年度の期末での実績が76.2%といった形で推移をしております。以上でございます。

○石田委員

平均在院日数はありますか。

○事務局(小島病院経営企画課長)

平均在院日数につきまして、これは長いとあまりよろしくないわけでございまして、私どもは包括病院でございますので、それぞれの疾患によって入院期間の一定期間を延びてしまいますと診療報酬が下がるという仕組みがありますので、もちろん患者さんの状況が第一ではありますが、その中において、いかにその高効率でまわしていくかということになるのですが、その前提で申し上げますと令和4年度が在院日数10.9日、5年度が10.5日、6年度が10.3日ということで、いわゆる包括入院日数というのは全国の平均値というところでございますので、そういったところを見ながら日々取り組んでいるところでございます。

○石田委員

ご紹介いただきましてありがとうございます。いずれの数値も、ここ3年間で改善していらっしゃるということで、安心いたしました。私は藤沢市民なのですが、その前は鎌倉市に20年ほど住んでおりました、鎌倉市は日本で一番儲かる徳洲会湘南鎌倉病院っていうのがあります。そこで身内のものが救急車で運ばれたことがあるのですが、あちらの病床利用率は100%に近いんです。というのも、病院にいると「今ひとつ空きました」と館内放送されることがあります。なので、ここ年々改善されているとはいえ、まだちょっと病床利用率はまだまだ頑張れる伸びしろがあるなど。やっぱり短い期間で、回転していかないと赤字も減らないと思いますし、もう十分改善されているということは安心しましたが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○水島会長

ありがとうございます。それでは審議会開催の基準につきましては、事務局案の通りでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○水島会長

開催基準ということで、事務局も運営しやすくなるのかなと思います。毎年、8月ごろに公表される人事院勧告において、月例給与改定率が直近5カ年において通算3%の変動があった場合ということになりますが、先ほど議論がありましたような理由も、当然加味しなければならぬと思います。これ以外の場合でも審議会を開催できないということではございませんの

で、あくまでも基準ということで、ご理解いただいてよろしいでしょうか。

それでは事務局の案のとおりということで進めていただければと思います。議題2につきましては、以上とさせていただきます。

次に、議題3でございませう。その他とございませうが、事務局からお願いいたします。

○事務局(職員課 吉田主幹)

今後につきましてご案内となります。次年度は、7月に委員の改選が予定されているところとございませう。また、例年人事院勧告が8月中旬となっておりますが、その状況によって開催を検討させていただければと思います。開催にかかわらず、審議会で毎年お示しさせていただいている資料につきましては、引き続き事務局として調査を続けて参ります。以上とございませう。

○水島会長

ありがとうございました。今年の8月の人事院勧告について予測はありますか。

○事務局(職員課 吉田主幹)

最近、一般職員の給与について上がっておりますので、今後も上がるのではないかとということとは推察されますが、情報は特にございませう。

○水島会長

またその都度、ご連絡いただくようになるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして審議会を閉会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○水島会長

どうもありがとうございました。